

子どもが生まれる予定の皆さま
育児休業の取得を検討している皆さま

—— 2025年4月創設 —— 出生後休業支援給付金

1 給付金の概要

両親ともに育児休業を14日以上取得すると

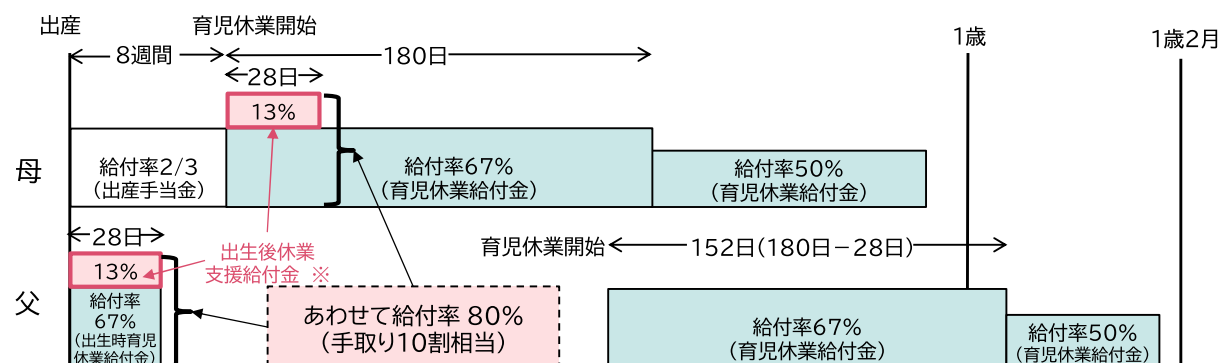


最大**28日**分、給付金の額が**13%UP**！

育児休業給付とあわせて、手取り**10割相当**を給付

(注)シングルマザー・シングルファザーの方など配偶者が
育児休業を取得できない場合でも、給付対象になります。

給付イメージ



※出生後休業支援給付金の対象となるのは、父親:子どもの出生後8週間以内、
母親:産後休業後8週間以内、に取得したものに限りです。

2 申請方法

申請は、原則、**勤務先経由**でハローワークに
申請書を提出して行います。

お問い合わせはハローワークまで

〇〇 (勤務先の市区町村名) ハローワーク

検索